

平成 28 年 3 月 31 日

## エア遊具の事故防止について

平成 28 年 3 月 30 日に神奈川県小田原市の公共施設で発生したエア遊具の事故を受け、事故の再発防止のため、地方公共団体及び関係事業者に対し、安全管理の徹底を要請することとしましたので、お知らせします。

○平成 28 年 3 月 30 日、神奈川県小田原市の公共施設「小田原こどもの森公園 わんぱくらんど」に設置されたエア遊具(大型の空気式滑り台)が風で倒れ、大人・子供合わせて 11 名が負傷する事故が発生しました。

○消費者庁設置(平成 21 年 9 月)以降、平成 28 年 3 月 29 日までに、消費者庁に寄せられ公表したエア遊具に関する事故情報は 20 件あります。  
平成 22 年 11 月、平成 23 年 8 月、11 月と連続してエア遊具事故の情報が寄せられたため、事故情報をその都度発表するとともに、地方公共団体及び事業者団体に対して遊具の点検と安全管理の徹底を要請してきました。

○一般社団法人日本エア遊具安全普及協会(JIPSA)のエア遊具を安全に運営するための基準(安全運営の 10 ケ条、別添参照。)においては、以下のよう  
に定められています。

### <安全運営の 10 ケ条(抄)>

10. 屋外設置の場合では、風速計を必ず取り付け、風速基準に沿った運営をしましょう。

また、転倒：浮き上がり防止のため、メーカー所定のウエイトまたは杭を必ず使いましょう。

さらに、当該地域において気象庁発表の注意報、警報が発令されていないことを確認しましょう。

○本件事故を受け、消費者庁では改めて、地方公共団体及び関係事業者に対し安全管理の徹底を要請します。

本資料に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 中川、石井

TEL : 03(3507)9137 (直通)

FAX : 03(3507)9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>

(別添)

一般社団法人日本エア遊具安全普及協会

# JIPSA

## 安全運営の10ヶ条 (改訂 ver2. 2010.12)

1. エア遊具の使用運営にあたっては、エア遊具の規模・形状・設置数、運営条件、メーカーのマニュアル等を十分考慮し、利用者の状況把握・安全管理に必要な人数の運営スタッフを配置しましょう。  
また、配置する運営スタッフには、適宜教育研修を実施し、エア遊具の安全な取り扱いについての知識・技能の習得に努めましょう。  
尚、イベントで使用する場合、または、屋外設置の場合は、最低下記人数の運営スタッフをつけましょう。
  - ・遊具1体につき最低1人
  - ・ただし、高さ4.5m以上の滑り台型遊具については、1体につき最低2人
2. 運営スタッフは、入退場のゲストコントロール、運営中の内部監視、エア遊具周辺の外部監視が行われるように適切に配置しましょう。
3. 利用制限(身長制限または年齢制限など)をよく理解し、徹底しましょう。
4. エア遊具ごとの定員を確認、定員管理を徹底しましょう。
5. プレイ時間をよく理解し、時間管理を徹底しましょう。
6. 入場前の子どもたちに、エア遊具の遊び方、禁止行為などしっかり説明しましょう。
7. 始業前点検リストに沿って、ひとつひとつの点検項目をしっかりと確認、安全な遊具環境を用意しましょう。
8. ダクト抜け、送風機の吸気口のゴミ詰まりなど、空気の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。
9. 停電、電源ブレーカー遮断、コンセント抜けなど、電源の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。

# JIPSA

10. 屋外設置の場合では、風速計を必ず取り付け、風速基準に沿った運営をしましょう。  
また、転倒：浮き上がり防止のため、メーカー所定のウエイトまたは杭を必ず使いましょう。  
さらに、当該地域において気象庁発表の注意報、警報が発令されていないことを確認しましょう。

当協会が定める風速基準のガイドラインは、下記となっています。

## 「運営注意」：瞬間風速 8m/s を超えた場合

いつでも運営を中止できるように準備しながら運営。気象情報のリアルタイムでの入手に努め、現場の気象条件の急激な変化（黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴など）に注意する。

「運営注意」の状態、黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴などの気象条件の変化が認められたら、速やかに下記の「運営中断」の処置をとる。

## 「運営中断」：瞬間風速 10m/s を超えた場合

エア遊具の利用者を速やかに遊具外に退場させ運営を中断する。  
エア遊具は空気を抜いた状態で保護または撤収する。

## 「運営再開」：下記の条件を総合的に判断して決定

- 1) 連続した 10 分間で、10m/s を超える瞬間風速が観測されないこと。
- 2) 当該地域に強風、雷、などの注意報、又は竜巻注意情報が発令されていないこと。  
また、今後も発令の可能性が極めて低い状況であること。
- 3) 当該現場にて、急激な気象の変化（黒い雲の接近、急激な気温低下、雷鳴など）が確認されないこと、あるいはそれらの状態が解消されたこと。